

選択式触媒還元脱硝装置，排ガス再循環装置及び 排ガス浄化装置用の薬剤貯蔵タンクの配置等に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編

改正事項

選択式触媒還元脱硝装置，排ガス再循環装置及び排ガス浄化装置用の薬剤貯蔵タンクの配置等に関する事項

改正理由

選択式触媒還元（SCR）脱硝装置，排ガス再循環（EGR）装置及び排ガス浄化装置（EGCS）においては尿素水，水酸化ナトリウム水溶液といった薬剤が使用されるため，本会は，当該装置を備える船舶の安全要件に関する規則改正を行い，2018年1月1日以降に承認申し込みがあった装置等に適用している。

当該安全要件において，独立型の薬剤貯蔵タンクについては，IACS 統一規則 M77 を参考に機関区域に配置することを認める旨規定しているほか，同タンクが設置される閉囲区画は換気回数を毎時 6 回以上とする旨規定している。

一方で，船殻の一部を構成する薬剤貯蔵タンクについては，機関区域に隣接しないよう隔離する旨規定していたほか，同タンクに隣接する閉囲区画は換気回数を毎時 20 回以上とする旨規定していたため，配置要件及び通風要件において不整合が生じていた。

このため，同統一規則を参考に，船殻の一部を構成する薬剤貯蔵タンクの配置要件及び，当該タンクに隣接する区画の通風要件を整合させるべく関連規定を改めた。

加えて，EGR 装置の検査に関する規定については EGCS の検査に関する規定を準用して実施する旨規定していたが，一部の規定において製造工場等又は造船所等で実施すべき検査等が明記されていなかったため，これらが明確になるよう改めた。

改正内容

- (1) 船殻の一部を構成する薬剤貯蔵タンクの隣接区画として，機関区域が認められるよう改めた。
- (2) 船殻の一部を構成する薬剤貯蔵タンクに隣接する区画の通風要件を，独立型の薬剤貯蔵タンクを設置する閉囲区画の通風要件を準用するよう改めた。
- (3) EGR 装置について，製造工場等又は造船所等で実施すべき検査等を明確に規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 D 編 附属書 D1.3.1-5.(1) 1.5.1，1.5.3，附属書 D1.3.1-5.(2) 1.5.1，1.5.2，附属書 D2.1.1-5. 1.2.1，1.2.2